

気候変動枠組み条約

西川 裕也

細山田 海人

足立 知之

もくじ

- 1 . 条約採択の背景と位置づけ (足立)
- 2 . 条約の内容 (西川)
- 3 . 条約交渉上でのポイント (細山田)

1. 条約採択の背景と位置づけ

1988	11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合	
1990	8	IPCC第1次報告書発表	
1990	12	気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)	
1991	2	第1回気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)設立	
1992	4	気候変動枠組条約採択	
1992	6	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(気候変動枠組条約署名解放)	
1994	3	気候変動枠組条約発効	← 今日
1995	3	気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP1)(ベルリンマンデート決議)	
1996	12	IPCC第2次報告書発表	
1996	7	気候変動枠組条約第2回締約国会議(COP2)	
		閣僚宣言	
1997	12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)	
		京都議定書	← 次回
1998	6	地球温暖化対策推進大綱	
1998	11	気候変動枠組条約第4回締約国会議(COP4)	
1999	10	気候変動枠組条約第5回締約国会議(COP5)	
2000	11	気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6)	
		ボン合意	
2001	4	IPCC第3次報告書発表	← 前回
2001	11	気候変動枠組条約第7回締約国会議(COP7)	
		マラケシュ合意	

気候変動に関する国際連合枠組み条約とは

- 1992年4月に採択
- 気候に対して人為的な影響を及ぼさない範囲で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約。

1988	11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合
1990	8	IPCC第1次報告書発表
1990	12	気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)設立
1991	2	第1回気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)
1992	4	気候変動枠組条約採択
1992	6	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催

気候変動に関する政府間パネル(復習)

IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

- 各国が政府の資格で参加し、地球温暖化問題の科学的側面について討論を行う場として、UNEP(国連環境計画)及びWMO(世界気象機関)の共催により1988年11月に設置。世界の科学者を1,000人以上も動員し、最新の科学的知見を集大成し、評価し、世界にレポートとして発表するなどの作業を行っている。

1988	11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合
1990	8	IPCC第1次報告書発表
1990	12	気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)設立
1991	2	第1回気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)
1992	4	気候変動枠組条約採択
1992	6	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催

- 数回にわたる気候変動枠組み条約交渉会議(INC)の末、このような国際条約としては、異例の早さともいえる1992年4月に、「気候変動に関する国際連合枠組み条約(気候変動枠組み条約)」が採択。

1988	11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合
1990	8	IPCC第1次報告書発表
1990	12	気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)設立
1991	2	第1回気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)
1992	4	気候変動枠組条約採択
1992	6	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催


1年4ヶ月

- INC設立から1年4ヶ月
- 第1回INCから1年2ヶ月
- 国連の海洋法条約・・・10年
- オゾン層保護条約(枠組み)・・・3年
- モントリオール議定書・・・2年

1988	11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合
1990	8	IPCC第1次報告書発表
1990	12	気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)設立
1991	2	第1回気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)
1992	4	気候変動枠組条約採択
1992	6	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催

- **各国の経済成長そのものに深いかかわりを持ち、各国の利害が複雑に錯綜する条約が短期間で完結したことはある意味奇跡(赤尾信敏)**

採択の背景

- **深刻化しつつある地球温暖化の国際的取組みの必要**
- **資金問題が条約交渉における最大争点のひとつ**
- **条約合意は生物多様性条約のはずみに**

1988	11	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1回会合
1990	8	IPCC第1次報告書発表
1990	12	気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)
1991	2	第1回気候変動枠組条約政府間交渉会議(INC)
1992	4	気候変動枠組条約採択
1992	6	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催

- 同年6月ブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」において155カ国により署名されました。その後、各国の関心の高さを反映して、1993年12月に条約発効の条件である50カ国目の批准があり、1994年3月に発効。

2. 条約の内容

1、条約の目的(第2条)

- 気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において**大気中の温室効果ガスの濃度を安定化**させること

2、条約の原則(第3条)

- 1、共通ではあるが**差異のある責任**
- 2、**予防原則**
- 3、**持続可能な開発**を促進する権利および義務
- 4、**開発途上締約国**の特定の状況への配慮
- 5、貿易における**不当な差別・偽装した制限**となることの防止

3、約束(第4条)

すべての締約国が実行する約束

- 温室効果ガスの排出・吸収に関する自国の目録の作成、公表。
- 気候変動を緩和する処置を含む計画の策定、実施、公表。
- 温室効果ガスの排出を規定し、削減する技術の開発、普及の促進、協力。
- 森林などの吸収源および貯蔵源の保全、協力。
- 気候変動の影響への適応のための準備についての協力。
- 社会、経済、環境政策における気候変動への配慮。
- 科学、調査研究・計測などの国際協力。

付属書 国(先進締約国と経済移行締約国)が実行する約束 (4条2項)

(に加えて)

- 温室効果ガス排出量を1990年代末までに従前のレベルに戻すことが必要(暗黙の了解)。
- 気候変動緩和の政策は他の締結国と共同で実施することも可。

締約国による会合において妥当性を検討。その後も検討は条約の目的が達成されるまで行われる。

- 検討の際、温室効果ガスの排出・吸収量の算定には、入手可能な最良の科学上の知識を考慮に入れる。

付属書 国(先進締約国)が実行 する約束

(・ に加えて)

- 途上国への資金、技術の支援。

2. 条約の内容

1、条約の目的(第2条)

- 気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること

2、条約の原則(第3条)

- 1、共通ではあるが差異のある責任
- 2、予防原則
- 3、持続可能な開発を促進する権利および義務
- 4、開発途上締約国の特定の状況への配慮
- 5、一方的貿易措置の回避

3、約束(第4条)

すべての締約国が実行する約束

- 温室効果ガスの排出・吸収に関する自国の目録の作成、公表。
- 気候変動を緩和する処置を含む計画の策定、実施、公表。
- 温室効果ガスの排出を規定し、削減する技術の開発、普及の促進、協力。
- 森林などの吸収源および貯蔵源の保全、協力。
- 気候変動の影響への適応のための準備についての協力。
- 社会、経済、環境政策における気候変動への配慮。
- 科学、調査研究・計測などの国際協力。

付属書 国(先進締約国と経済移行締約国)が実行する約束 (4条2項)

(に加えて)

- 温室効果ガス排出量を1990年代末までに90年レベルに戻す。
先進国が率先して取り組んでいることを示す。
- 気候変動緩和の政策は他の締結国と共同で実施することも可。

締約国による会合において妥当性を検討。その後も検討は条約の目的が達成されるまで行われる。

- 検討の際、温室効果ガスの排出・吸収量の算定には、入手可能な最良の科学上の知識を考慮に入れる。

付属書 国(先進締約国)が実行 する約束

(・ に加えて)

- 途上国への資金、技術の支援。

3 . 条約交渉上でのポイント

原則について

- 「共通だが差異のある責任」など5つの原則

……先進国がより大きな責任を負う
という意味の明示



途上国からの強い要求

対象物質について

- 日欧: CO₂のみを主張
- 米、豪、カナダ: 全ての温室効果ガス(モントリール議定書対象以外)を主張



米側の方を採用

目標年次・目標水準について

(4条2項a)

『二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量を**1990年代の終わりまでに従前の水準に戻す**ことは、このような修正に寄与するものであることが**認識される。**』

(4条2項b)

『政策・措置・結果予測に関する情報の送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量を個別に又は共同して**1990年の水準に戻すという目的をもって行われる。**』

- 日欧:「1990年代の終わりまでに、1990年の水準に」と主張
 - 米:目標年次・水準を設定すべきでない」と主張
- このような曖昧な表現に

4条2項「戻す」の表示について

(4条2項a)

『二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量を1990年代の終わりまでに従前の水準に**戻す**ことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。』

(4条2項b)

『政策・措置・結果予測に関する情報の送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量を個別に又は共同して1990年の水準に**戻す**という目的をもって行われる。』

- 欧: 「安定化」を主張
- 米: 「安定化」には合意できないと主張
 - 「戻す」という表示になった = 目的と手段の乖離

資金供与の制度について

- 先進国：運営は地球環境基金 (GEF) 等、既存のメカニズムの活用を主張
- 途上国：新たな資金供与メカニズム創設を主張

GEFを資金供与制度の運営について暫定的に委託される国際的組織とする

4条10項の規定について

- 産油国の主張・島嶼国の主張・森林保有国の主張

4条10項

締約国は、第10条の規定に従い、この条約に基づく約束の履行に当たり、気候変動に対応するための措置の実施による悪影響を受けやすい経済を有する締約国(特に開発途上締約国)の事情を考慮に入れる。この場合において、特に、化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入若しくはこれらの消費にその経済が大きく依存している締約国又は化石燃料の使用にその経済が大きく依存し、かつ、代替物への転換に重大な困窮を有する締約国の事情を考慮に入れる。

おしまい